

## 第49回定期総会資料集 資料1)

=====  
平成25年度定期総会運営時程表  
=====

- (～9時半：関西地域運営委員集合、会場設営)
- ～10時半：議長団・選挙管理委員・他地域運営委員集合・打ち合わせ)
- 10時半：開場・受付
- 11時：総会<午前の部>開会
- 12時半：休会(昼休憩：午前・午後議長団交替・引継ぎ等打ち合わせ)
- 13時半：役員選挙
- 14時半：(休憩：次回引継ぎ運営委員会日程決定)
- 15時：総会<午後の部>開会
- 18時：閉会(予定) (18時～：関西地域委員にて後片け。)

=====

### 第49回定期総会議案書(兼議事録掲示フォーマット)

日時：平成25年8月10日(土) 午前11時開会

場所：芦屋市民センター(兵庫県芦屋市業平町8-24 tel:0797-31-4995)

議長団：<午前>議長：副議長：書記：未定(非運営委員)

<午後>議長：副議長：書記：未定(非運営委員)

プロジェクト掲示担当：<午前>：戸田 <午後>：戸田

録音・タイムキーパー：<午前>：未定 <午後>：未定

討議・報告要録作成担当<午前>：未定 <午後>：未定

.....  
開会準備

- 1) 議長団選出
- 2) 会則第17条「総会」読み上げ
- 3) 総会成立条件の確認
- 4) 参加会員数確認(以下の項目)

<午前> 名

委任状委任 名(委任先：)

議場委任 名

議決権行使書 通(提出者氏名： 整理番号※： )

※議長は、受領した議決権行使書それぞれに整理番号を付すこと。

<午後> 名・委任状委任 名（委任先：）・議場委任 名・議決権行使書 通  
委任状委任 名（委任先：） 議場委任 名  
議決権行使書 通（提出者氏名： 整理番号※： ）

※議長は、受領した議決権行使書それぞれに整理番号を付すこと。

5) 当日議題提出の確認（17条6項3による）：

総 会 <午前の部> 11時開会

第一号議案 第20期運営委員会報告（運営委員長・事務局・各委員会・第48回大会  
（東京会場）・大連国際大会プレセッション・第49回大連国際大会）

第二号議案 第20期運営委員各自総括報告

第三号議案 平成24年度（第20期）収支決算報告並びに監査報告

第四号議案 平成25年度（第20期・第21期）収支予算案

．．．．．[役員選出] 13時開始 ．．．．．

第21期役員立候補者（50音順）：6月12日締切後に文書にて告知。

選出議事進行は、選挙管理委員に一任する。

総 会 <午後の部> 15時開会（予定）

第五号議案 学会ロゴを作成並びに制定することの可否について

[注：午後の総会では、第六号議案以下、会則改訂・追加案を審議する。  
（章数の表示は、前章・条項追加案の採否によって章数と号数が逐次変更となるため、煩瑣を避け、  
以下議案の中での記述には、章数・号数は記さない）]

第六号議案 会則改訂案（運営委員）条項記述改訂

第12条（運営委員）

運営委員は、会員を代表して本学会の事業運営の責任を負い、運営委員会を構成する。

運営委員は、学会運営についてのすべての情報を得ることができ、担当者は運営委員から請求があれば  
開示しなければならない

<現；第12条（運営委員）運営委員は、運営委員会を構成し、本学会の事業運営の責任を負う。>

## 第七号議案 会則改訂案（運営委員の決定、定数）条項記述改訂

[注：本義案は、初出議案案の「原則として」の文言削除に反対する委員が多数（栗原・佐藤・菅野・鈴木・高島・藤本）のため、運営委員会からの議案として提出するものではない。よって、「原則として」を入れるか否かの以下甲乙2案にての審議を行う。]

### 第13条（運営委員の決定、定数）

甲案：運営委員は本学会が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。定数は特にこれを定めない。なお立候補表明は、総会に先んじる一定期間内に監事が選任する選挙管理委員会宛てに、文書で行う。

乙案：運営委員は本学会が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。定数は特にこれを定めない。なお、原則として、立候補表明は、総会に先んじる一定期間内に監事が選任する選挙管理委員会宛てに、文書で行う。

<現；第13条（運営委員の決定、定数）運営委員は本学会員が、自主的に立候補し、同時に立候補理由を表明し、総会において運営委員の任務を遂行する意志を相互理解するため討論をつくしたのちに、決定される。なお、原則として、立候補表明は、総会に先んじる一定期間内に運営委員会が委任する選挙管理委員会あて文書で行う。選挙管理委員会は、それを機関誌、紙上で会員に周知徹底させる。定数は特にこれを定めない。>

## 第八号議案 会則改定案（役員の任期）条項記述改訂

### 第（ ）条（役員の任期）

役員の任期は2年間とし、連任は3期までとする。ただし、運営委員長は通算2期、その他の運営委員・監事は通算10期までとする。

<現；第15条（役員の任期）役員の任期は2年間とする。但し、重任をさまたげない。>

## 第九号議案 会則追加案（選挙管理委員）条項追加

### 第（ ）条（選挙管理委員）

選挙管理委員は、他の諸機関から独立した選挙管理委員会を構成し、選挙の実施に掛かる業務を行なう。選挙管理委員会は、すべての会員が対等の立場から、平等に選挙に臨めるよう計らわねばならない。

## 第十号議案 会則追加案（役員の辞任）条項追加

### 第（ ）条 役員の辞任

運営委員の辞任は、書面により運営委員会に提出し受理される。

※「解任」条項の追加の必要性の可否を、まずは採決する。採択された場合、以下の審議を行う。

### 第（ ）条 役員の解任

第1項 運営委員、監事、各委員会・小委員会委員は、次の各号の一に該当する議決によって解任される。

（1）運営委員会の過半数の議決。

（2）会員の10%以上の解任要求があった場合、運営委員会はこれを直近の対面運営委員会にて審議しなければならない。

第2項 上記1）、2）の場合はともに運営委員会の議決に収斂されるものであり、それによって

当該事案の解任は暫定的に有効となるが、第17条（総会）の規定に基づき、総会によって最終決定が行われる。

第3項 上記運営委員会及び総会の審議に際しては、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

第4項 第1項及び第2項の審議に付すべき事案は次の各号に該当する場合に対象とされる。

（1）本会則の第3条（目的）に照らして、役員としてふさわしくない行為があると判断された場合。とりわけ臨床心理学的・社会福祉的サービスの受け手の心身或いは社会的利益を敢えて損なう或いはその惧れが強い言動があると判断された場合。

但し上記の判断は運営委員会または同委員会と監事が委嘱した第三者委員会がこれを行う。

（2）刑法その他の法に触れる行為により、罰金刑以上の刑に処せられた場合。但しその執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過した者は再び本学会役員に立候補することができる。

### 第十一号議案 会則追加案 運営委員会会務情報および学会内部情報の公開ならびに第三者委員会 章追加・条項追加

第（ ）章 運営委員会会務情報公開および学会内部情報の公開ならびに第三者委員会

第（ ）条 （情報公開）

会員からの学会運営についての情報公開の請求は、非公開とすべき特段の事情の無いかぎり、これを拒んではならない。公開の条件・方法などについては、事務局長が運営委員会に逐次諮るものとする。

第（ ）条 （第三者委員会）

運営委員会、監事、会員の4分の1以上の要求があった場合、会務および運営委員の執務状況についての調査・監査・助言指導・調停等を責務とする第三者委員会を設置する。第三者委員会は、法曹資格者を含む非会員と役員以外の会員で構成される。非会員と会員の構成比率は5割対5割、すなわち同数とする。

### 第十二号議案 会則第改訂案 （会則の変更）条項記述改訂

第（ ）章 会則の変更

第（ ）条（会則の変更）本学会の会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得ることにより改定される。

<現；第10章 会則の変更

第29条（会則の変更）本学会の会則は、総会において、その出席者の3分の2以上の賛成を得なければ、改正をすることが出来ない。>

以上

.....

※資料は当日に配布および議場にて映写掲示します。

※議決権行使書について：

各議案の賛否を明示してください。理由等を付記できます。ことに反対の場合には、必ずその理由を明確に記述し、対案の提示をお願いします。

※委任状について：

出席者一名につき一名の委任が可能です。委任状は、確実に出席される会員が持参し、議事開始前に議長にご提出ください。

第20期運営委員会事務局長 戸田游晏（2013/7/18）